

1 行政書士の業務

1. 行政手続関連業務

- ☑ 外国人を雇用する際に必要となる申請手続
- ☑ 株式会社、NPO法人、医療法人、学校法人、組合等の
設立手続や事業運営の支援
- ☑ 建設業、運送業、産業廃棄物処理業、飲食店、化粧品の
製造・輸入販売等の許可申請手続
- ☑ 電子署名を要求される申請・届出といった電子申請手続
の代理

2. 民事業務

- ☑ 遺言書作成の支援、遺産分割協議書の作成、相続財産の
調査
- ☑ 交通事故に関する手続、土地・建物の賃貸借や金銭消費
貸借その他の契約書類の作成

Point !

民事の法律関連の相談、行政手続を代理する仕事

2 行政書士試験について

1. 行政書士試験

- ☒ 年に1回行われる法律系国家資格試験です。法律と一般知識の2本立てでマークシート式と記述式で実施されます。

実施日	11月の第2日曜日 令和3年は、11月14日（日）予定
試験時間	13：00～16：00（3時間）
受験資格	特になし
願書提出	例年7月下旬～8月下旬
試験内容	法令科目（46問、マークシート式および40字記述式） 一般知識科目（14問、マークシート方式）

2. 合格基準

(1) 絶対評価

- ☒ 300点満点中180点以上を取ることが合格基準です。

(2) 一般知識科目にノルマあり

- ☒ 一般知識科目の得点は、14問56点中6問24点以上であることが必要です。

3. 出題内訳

(1) 配点一覧

		配点	五肢択一 1問4点	多肢選択 1問8点	記述 1問20点
法令 46問	基礎法学	8点	2問	—	—
	憲法	28点	5問	1問	—
	行政法	112点	19問	2問	1問
	民法	76点	9問	—	2問
	商法	20点	5問	—	—
一般 知識 14問	政治経済 社会	32点	8問	—	—
	情報通信・ 個人情報 保護	12点	3問	—	—
	文章理解	12点	3問	—	—

令和2年度試験の出題内訳になります。

(2) 出題形式

① 5 肢択一式（1 問 4 点）

令和元年問題 4（憲法）

家族・婚姻に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 嫡出でない子の法定相続分を嫡出子の 2 分の 1 とする民法の規定は、当該規定が補充的に機能する規定であることから本来は立法裁量が広く認められる事柄であるが、法律婚の保護という立法目的に照らすと著しく不合理であり、憲法に違反する。（×）
- 2 国籍法が血統主義を採用することには合理性があるが、日本国民との法律上の親子関係の存否に加え、日本との密接な結びつきの指標として一定の要件を設け、これを満たす場合に限り出生後の国籍取得を認めるとする立法目的には、合理的な根拠がないため不合理な差別に当たる。（×）
- 3 出生届に嫡出子または嫡出でない子の別を記載すべきものとする戸籍法の規定は、嫡出でない子について嫡出子との関係で不合理な差別的取扱いを定めたものであり、憲法に違反する。（×）
- 4 厳密に父性の推定が重複することを回避するための期間（100 日）を超えて女性の再婚を禁止する民法の規定は、婚姻および家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超え、憲法に違反するに至った。（○）
- 5 夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占める状況は実質的に法の下での平等に違反する状態と云うが、婚姻前の氏の通称使用が広く定着していることからすると、直ちに違憲とまではいえない。（×）

②多肢選択式（1問8点）

令和元年問題 41（憲法）

次の文章は、NHKが原告として受信料の支払等を求めた事件の最高裁判所判決の一節である。空欄 [ア] ～ [エ] に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

放送は、憲法 21 条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。放送法が、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」、「放送の不偏不党、真実及び [ア] を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」及び「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」という原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的として（1 条）制定されたのは、上記のような放送の意義を反映したものにはかならない。

上記の目的を実現するため、放送法は、・・・旧法下において社団法人日本放送協会のみが行っていた放送事業について、公共放送事業者と民間放送事業者とが、各々その長所を発揮するとともに、互いに他を啓もうし、各々その欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受することができるように図るべく、[イ] を採ることとしたものである。そして、同法は、[イ] の一方を担う公共放送事業者として原告を設立することとし、その目的、業務、運営体制等を前記のように定め、原告を、民主的かつ [ウ] 的な基盤に基づきつつ [ア] 的に運営される事業体として性格付け、これに公共の福祉のための放送を行わせることとしたものである。

放送法が、・・・原告につき、[エ] を目的として業務を行うこと及び他人の営業に関する広告の放送をすることを禁止し・・・、事業運営の財源を受信設備設置者から支払われる受信料によって賄うこととしているのは、原告が公共的性格を有することをその財源の面から特徴付けるものである。

（最大判平成 29 年 12 月 6 日民集 71 卷 10 号 1817 頁）

1 国営放送制	2 党利党略	3 政府広報	4 特殊利益	5 良心
6 自由競争体制	7 品位	8 誠実	9 自律	10 二本立て体制
11 多元	12 国際	13 娯楽	14 全国	15 地域
16 部分規制	17 集中	18 免許制	19 自主管理	20 営利

ア：9 イ：10 ウ：11 エ：20

③記述式（1問 20点）

令和元年問題 46（民法）

Aは、自己所有の時計を代金 50 万円でBに売る契約を結んだ。その際、Aは、Cから借りていた 50 万円をまだ返済していなかったので、Bとの間で、Cへの返済方法としてBがCに 50 万円を支払う旨を合意し、時計の代金 50 万円はBがCに直接支払うこととした。このようなA・B間の契約を何といい、また、この契約に基づき、Cの上記 50 万円の代金支払請求権が発生するためには、誰が誰に対してどのようなことをする必要があるか。民法の規定に照らし、下線部について 40 字程度で記述しなさい。

〔解答例〕

第三者のためにする契約といい、CがBに契約の利益を享受する意思を表示することが必要。(42 字)

4. 目標とタイムスケジュール

(1) 学習目標

180 点－24 点＝156 点

(行政法と民法で取る)

(2) 合格目標

行政法＋民法 130 点／188 点

その他法令 28 点／56 点

一般知識 28 点／56 点

(3) タイムスケジュール

- ☒ 7 月下旬に願書を提出するまでに民法と行政法は一通り
終わらせておく。

3

学習プラン

- ☑ 民法を先に学習して、次に行政法に進む！
- ☑ 一般知識・商法・憲法の学習中は、民法・行政法の復習を同時並行
- ☑ ①講義を受ける
 - ②過去問集を読む
 - ③テキスト読み返し
- ☑ 練習問題を繰り返す
 - ミニテスト：初級
 - 過去問集：本試験レベル
 - 科目別答練：本試験レベル

4 法改正

1. 概要

- ☑ 行政書士試験は、その年の4月1日時点で施行されている法律に基づき、その年の試験問題が作成されています。

2. 法令科目において注意すべき点

(1) 会社法改正

- ☑ 令和元年会社法改正は、令和3年3月施行部分と令和4年以降の施行の部分に分かれています。このうち、前半部分は令和3年の試験から出題範囲となります。

(2) 民法改正

- ☑ 令和2年4月施行の民法改正は、去年の試験から出題範囲となりましたが、まだ改正初年度で出題されたのみで、出題されていない箇所も多くありますので、令和3年の試験でも引き続き改正民法の知識には注意が必要です。